

令和6年度 第1回 大和市国民健康保険運営協議会 議事録

日時：令和6年7月31日（水）
18時32分～19時38分
場所：大和市役所 本庁舎5階
研修室

- 出席者：吉澤弘会長、福本隆史委員、目黒裕委員、菊地慶子委員、
高野恵雄委員、楠原範之委員、小俣好子委員、二見義廣委員、
渡辺信夫委員、村上せつ子委員（10人）
○事務局：樋田市民経済部長、堤保険年金課長、
西村係長、内村係長、杉山係長、八木下主査
○傍聴者：なし

○内容

（1）令和6年度 大和市国民健康保険事業特別会計予算について（報告）

事務局	1 開会 開会宣言（出席委員が10名で会議成立） 2 会長あいさつ 3 議題 （1）令和6年度 大和市国民健康保険事業特別会計予算について（報告） 4 その他 （1）大和市国民健康保険条例の改正予定について
会長	これより、議題に移ります。 事務局から説明をお願いします。 ○令和6年度 大和市国民健康保険事業特別会計予算について（報告） 資料1・資料1－1について説明 質疑応答
委員	歳入のうち末就学児均等割保険税繰入金、産前産後保険税繰入金について、令和6年度予算では分けたということだが、分けた理由はあるのか。 歳出のうち総務費について、職員給与費は令和5年度の決算見込みと比べ、民間と同様に5%上昇しているのか。 歳出のうち繰越明許費について、どのような内容なのか説明してほしい。

事務局	1点目について、未就学児均等割保険税繰入金は令和4年度から、産前産後保険税繰入金は令和5年度から新たに始まった制度だが、当時は保険基盤安定繰入金に含めて予算編成を行っていた。しかし、交付金の申請や収入の管理をするうえで、分けた方が管理しやすいということで、令和6年度予算では分けたものである。 2点目について、増額の理由として主なものは、人件費及び保険証廃止に伴うシステム改修、発送事務に係る経費が増えたことによる。 人件費については、全国で行われる基幹システムの標準化対応のために1名職員が増員されている。
委員	民間同様に給与が上昇したわけではないのか。
会長	秋の人事院勧告で国家公務員の人件費と民間の給与との比較が行われ、国家公務員に合わせる形で、後から地方公務員の給与の調整が行われる。予算ベースでは反映されていない。
事務局	3点目について、令和5年12月中旬に国からシステム改修の指示が通知された。マイナンバーカードと保険証の紐づけ誤りへの総点検が行われたことを受け、全ての人に安心してマイナンバーカードを健康保険証として利用していただけるようにすることを目的に、保険者が把握しているマイナンバー（個人番号）の下4桁を各被保険者の保険証に表示する方法により被保険者に通知するため、システム改修を行うことが指示されたものである。 令和6年7月の保険証一斉更新に間に合うようにシステム改修を行うために、令和5年度中に改修に着手、令和6年度に改修事業を繰り越し、改修完了後にシステム事業者への支払いを行うこととして、予算上の手続きとしての繰越明許費の設定を行ったもので、当初予算にはないシステム改修だったため、2月補正により対応した。
委員	令和5年度予算ではシステム改修費として1,000万円あったが、220万円余ったので6年度に繰り越したというイメージか。
事務局	市の予算は単年度決算が原則で、令和5年度中の事業は5年度中に支出しなければならないが、国の通知等により急遽対応しなければならない時には補正予算等により予算措置を行うことがある。さらに、当該年度中に支出できないやむを得ない理由がある場合には、議会の承認を得て翌年度に繰り越してから支出することができる。令和5年度当初に予定していなかった支出というのが大きな要因である。
委員	予算が余ったからということではなく、マイナンバー（個人番号）の下4桁を表示するためのシステム改修に掛かる費用が220万円というこ

	とでよいか。
事務局	そのとおりである。システム改修は無事に終え、今月に発送した保険証に印字することができている。
会長	民間企業とは違って、市は年度末で予算を締めないといけないので、例外として翌年度に繰り越しますという手続きを踏んだということである。
委員	歳入のうち国民健康保険税について、令和5年度に比べて6億6千万円増えているが、税率等改正によるものという理解でよいか。 一般会計繰入金が令和5年度の23億円から6年度は18億円に減っているが、同じく税率等改正、国民健康保険税収入が増えたことによるということである。
事務局	お見込みのとおり、令和6年度予算では税率等改正による収入増を計上している。赤字補填のための一般会計からの繰入金を解消するのが税率等改正の目的であり、それに伴い一般会計繰入金が減額となった。
委員	一般会計繰入金の減額幅が思ったよりも少ない印象だが、これまで赤字補填していた部分はここで解消されたのか、それとも今後段階的に解消していくのか説明してほしい。
事務局	「その他一般会計繰入金」には、赤字補填を目的とする繰り入れのほか、障害や小児の医療証といった地方単独事業の医療給付費の波及増対応などがある。令和6年度予算においては、赤字補填の内容は計上していない。
委員	今の被保険者数でみると、赤字は約5億円だったということなのか。
事務局	当初予算で比較するとそう見えるが、令和5年度は補正予算において県からの貸付を受けた他、国民健康保険診療報酬等支払準備基金の全額の取り崩しも行っているため、赤字補填を目的とする繰り入れを含めた国民健康保険事業特別会計の実質収支は赤字であり、赤字額は10億円を超えている。 ○大和市国民健康保険条例の改正予定について 資料2について説明 質疑応答

委員	過料の規定がなくなることにより、被保険者証を返却しない人が過料を払わなくてよくなるということか。
事務局	これまでに過料を科した実績はない。 国保の資格取得・喪失に係る届出の義務は残るので、その届出をしない場合や虚偽の届出を行った場合の過料の規定は変わらない。ただし、12月2日以降はマイナンバーカードと保険証の一体化により保険証そのものがなくなるため、保険証の返却に応じない場合の過料の規定を削るものである。
委員	保険証の返還に応じない人が何人もいるということはないのか。
事務局	保険税の滞納により資格証明書になる人には、保険証の返還予告を出しているが、もともと1年間で保険証の有効期限を定めているため、保険証が返還されなかったとしても有効期限が切れることになり、実務上の問題は生じていない。 12月2日以降、マイナ保険証を持っていない人には保険証に代わる資格確認書を交付することになるが、保険税の滞納があった時に資格確認書の返却を求めることになるのかは、国で政令改正の検討が行われている。
委員	マイナ保険証は、国民がマイナンバーカードを持っていることが前提で進められているように思うが、身近に個人番号通知書は持っているけれどもマイナンバーカードは取得していない人がいることもあり、マイナ保険証を持っていない人への資格確認書の交付作業が膨大になることが心配である。
事務局	本市のマイナンバーカード交付状況は7割を超えた程度であり、残り3割弱の未保有者には資格確認書を交付することになるが、当面の間は申請によらず、職権で交付できるとされている。
委員	マイナンバーカードそのものに不安を感じている人もいるはずで、そのような人へのフォローも大変だろうと思う。
会長	委員が言われたとおり、マイナンバーカードを作りたくないという人や心身の不調により来庁できない人を含め、マイナンバーカードを取得しない・できない人も多数いると思われる。 資格確認書の交付・マイナ保険証については、広報やまとを活用しながら丁寧に市民に説明してほしい。また、必要に応じて本協議会にも報告してほしい。
委員	12月2日に保険証を返却しないと過料が科されるということか。

事務局	今月送付している保険証は、8月1日から来年7月31日までの1年間を有効期限としており、12月2日以降も、資格情報に変更がなければ有効期限まで使用できる。 保険証の返却に応じない場合の過料は、資格証になり保険証を返却しなければならないのにその返却に応じないといった、悪質な人を想定しているものである。 なお、保険証の廃止に伴い資格証も廃止されるため、滞納対策は別の方法で行っていくことになる。
委員	マイナンバーカードを取得するにあたり、くも膜下出血により入院している一人暮らしの人が成年後見人を立てた場合、成年後見人が代わりに手続きすることは可能なのか。
事務局	自身での手続きが困難な人へのマイナンバーカードの交付については、成年後見人等による代理手続きや暗証番号ではなく顔認証で本人確認を行うマイナンバーカードの交付など、国で検討が進められている。
委員	マイナ保険証というよりも、国民健康保険税について市民から聞かれたことがあるので、その他ということで聞きたい。 このタイミングで、国民健康保険税の徴収方法を年金からの天引きに変更したか。急に年金天引きになって困っていて、納付方法を選ぶことはできないかと言われたので。
事務局	年金からの天引きによる徴収は従前から実施している。 ＜「国保税 納めて安心健康家族」チラシ及び「国民健康保険税の改定について」資料を追加配布＞
事務局	年金天引きになる人には事前に通知を送付しているが、年金天引きを希望しない場合は銀行口座からの振替を選択することができる。口座振替を希望する場合には口座振替依頼書を提出いただく。
委員	事前通知を見落としてしまう人もいると思うので、周知をもう少し丁寧に行ってもよいのかと思う。
委員	マイナ保険証について、社会保険の保険者だと資格の取得・喪失の入力が遅く、オンライン資格確認で資格確認を行えないために、会社への電話確認を行う手間が生じることが結構ある。 資格の取得・喪失は、結局は人間が入力することになるので、そのようなタイムラグが発生するのだと思うが、市では対応されているのか。

事務局	マイナンバーカードと保険証を紐づけていたとしても、国民健康保険の資格取得・喪失に関する手続きは変わらず必要で、入力及びシステム反映までのタイムラグはどうしても発生してしまう。 マイナ保険証を持っていない人には資格確認書を送付する必要があるので、紐づけ状況の確認を日次で行うためのシステム改修といった対応については国から指示が来ているが、それによりタイムラグが解消されるかは現時点では何とも言えない。
委員	マイナンバーカードの取得にあたり、特養（特別養護老人ホーム）に往診することがあるが、特養の人たちはマイナンバーカードを持っていないように思う。そのような人への対策は何かあるのか。
事務局	施設入居者のマイナンバーカード取得については、代理人による手続きのほか、出張申請も検討されているようである。 また、マイナ保険証未保有者以外の、施設入居者・DV被害者などの要配慮者への資格確認書の職権交付の範囲については、現在国で検討されている。
委員	身内が施設入居者のマイナンバーカードの代理申請を行ってあげているが、写真を撮ってあげて、その写真が本人で間違いがないという施設の証明書をもらい、一式を市役所に持っていかなければならないなど、かなり大変のようだ。 特養ににいるような寝たきりの人だと、マイナンバーカードの取得は現実的に難しいように思える。
委員	高齢者にとってはマイナンバーカードと保険証の紐づけが大変なようで、市役所で対応してもらえればよいと思う。
会長	委員の言われるとおり、施設入居者などはマイナンバーカードの取得自体が難しいと思う。資格確認書の職権交付の範囲は現在検討されているということで、大変な事務になると思うが、市はしっかりと対応してほしい。
事務局	先ほどのマイナンバーカードの代理手続きについて補足する。 窓口、郵便、オンラインのいずれかで交付申請した後、原則本人が市役所で受け取る必要があるところ、病気などやむを得ない理由があって成年後見人を立てている場合は、成年後見人は法定代理人にあたるため、代理でマイナンバーカードを受け取ることができる。 成年後見人以外が来庁する場合の代理交付の詳細は、市民課にお問い合わせいただきたい。
委員	大和市民の場合ということでよいのか。

事務局	そのとおりである。
委員	特養の場合は住所地が遠方である場合も多く、そのような人の対応が改善されるとよいと思っている。
会長	入所できるなら遠方でも入所したいとなるだろうし、国でしっかり考えてもらいたい。 その他、事務局から報告事項などはあるか。
事務局	昨年度の会議で答申をいただいた、国民健康保険税の税率等改正について、6月に令和6年度の当初納税通知書を発送したため、この場をお借りして、発送後の状況などをご報告させていただきたい。
事務局	当初納税通知書の発送にあたり、平均改定率が30%を超えるものであったことから、被保険者等に丁寧に説明するため、様々な準備を行った。当初納税通知書に同封する「国保税 納めて安心健康家族」チラシは、例年はB5サイズだったが、今年度はA4サイズとし、減免制度の説明に誌面を割くことを含め、内容を充実させた。 「国民健康保険税の改定について」は、税率等改正の背景をご説明するための資料として作成し、PDFで市ホームページに掲載するとともに、来庁者への窓口対応時への説明に活用した。 当初納税通知書の発送前には、保険年金課内での説明会及びクレーム研修を実施した。 6月7日（金）に当初納税通知書を発送した後、翌週の来庁者は、6月10日（月）が139人、11日（火）が147人、12日（水）が226人、13日（木）が202人、14日（金）が198人と、到着したであろう水曜日以降に1日あたり200人超が来庁しており、令和5年度の同時期と比べて、来庁者が200人程度増えることとなった。その他、電話での問い合わせも多数寄せられた。 被保険者等からの声としては、国民健康保険税がかなり増額したが税額に間違いはないのか、年金天引きが止まってしまったがなぜかというものが多かった。 年金天引きには、介護保険料と国民健康保険税の合計が年金受給額の2分の1を超えた場合に、生活に支障が出るとして年金天引きを止めるという仕組みがあり、税額が上がったことによる影響を受けた方が一定数いた。 また、所得のある人には相応の保険税を納めていただき、低所得の人には負担がかからないように配慮して税率等改正を行ったとはいえ、所得がある人の中には負担感を強く感じられた人もいたようだ。 説明をすると「仕方がないことですよね」と言われることが多く、税率等改正をせざるをえなかった経過に対しては一定程度のご理解をいただ

	けたものと受け止めている。 今後の歳入の動きについては検証を行っていくのと、納付が困難との申出等があった場合には、減免制度のご案内を含め、被保険者等に寄り添った対応を行っていきたいと考えている。
委員	強い口調で激高する人など、対応する職員の負担になるような事案はあったのか。
事務局	声を荒げたり、対応時間が長くなるようなケースはあったが、周りの職員が気付いたらフォローに入るなど、複数の職員で対応するように体制を整えた。対応する職員が交代することで冷静になられることもあるので、保険年金課のチームとして対応するようにした。
委員	対応お疲れ様でした。
事務局	昨年度に委員の皆様にご審議いただいたのと同様に、税率等改正の理由は分かったけれども、それでもこれだけ増額になるのかという声が多かった。 クレーム研修を実施したとご報告したが、相手の怒りを受け止めるというよりも、相手の立場・事情に寄り添った丁寧な対応をしようということに重きを置いて課内研修を実施したことが良かったのかと考えている。昨今の物価の値上がりを含めて、ご理解をいただいた部分も大きいように思う。 本日が第2期分の納期だが、滞納に至った場合等については引き続き丁寧に対応していきたい。
会長	他に質問等がないようでしたら、この件については説明承諾済みと取り扱う。 最後に事務局より、今年度の予定を説明してください。
事務局	今年度の予定等につきまして、その方向性をお伝えする。 皆様ご存じの通り、皆様方の任期は、本年12月末日となっている。 令和7年1月から令和8年12月までの任期において、所属されている団体あるいは機関に委員推薦状を事務局から提出し、次期委員の選出を依頼いたしますので、よろしくお願いいたします。 今年度中の協議会の開催予定につきましては、現時点では具体的な議題はなく、未定だが、国の動向等により早急な事案が生じた際はご協力をお願いいたします。
会長	その他ないようであれば、これにて第1回大和市国民健康保険運営協議会を閉会する。 以上

